

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第13号

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例

相模原市立公民館条例(昭和39年相模原市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1号の表千木良公民館の部別館調理室の項及び別館大会議室の項を削り、同部に次のように加える。

料理実習室	100円
-------	------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第2第1号の表千木良公民館の部別館調理室の項及び別館大会議室の項を削る改正規定は令和4年9月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表第2第1号の表千木良公民館の部に定める料理実習室の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。